

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6662634号  
(P6662634)

(45) 発行日 令和2年3月11日(2020.3.11)

(24) 登録日 令和2年2月17日(2020.2.17)

(51) Int.Cl.

A61F 13/49 (2006.01)  
A61F 13/496 (2006.01)

F 1

A 6 1 F 13/49 3 1 1 Z  
A 6 1 F 13/49 3 1 2 Z  
A 6 1 F 13/49 3 1 9  
A 6 1 F 13/496

請求項の数 5 (全 11 頁)

(21) 出願番号

特願2015-257240 (P2015-257240)

(22) 出願日

平成27年12月28日(2015.12.28)

(65) 公開番号

特開2017-118995 (P2017-118995A)

(43) 公開日

平成29年7月6日(2017.7.6)

審査請求日

平成30年12月13日(2018.12.13)

(73) 特許権者 000115108

ユニ・チャーム株式会社

愛媛県四国中央市金生町下分182番地

(74) 代理人 100134072

弁理士 白浜 秀二

(74) 代理人 100066267

弁理士 白浜 吉治

(74) 代理人 100186990

弁理士 大谷 弘幸

(72) 発明者 桂川 邦彦

香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-7

ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】使い捨て着用物品

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

縦方向及び横方向と、肌当接面及びその反対側の非肌当接面とを有し、前ウエスト域と、後ウエスト域と、前記前後ウエスト域の間に位置するクロッチ域と、前記クロッチ域から前記前後ウエスト域へ延びる吸液構造体とを含み、前記前後ウエスト域のうちの少なくとも一方のウエスト域は、前記吸液構造体の両側縁から前記一方のウエスト域の両側縁との間に位置する一対の第1サイド弾性域と、前記第1サイド弾性域において、前記横方向へ延びるウエスト弾性体とを有し、少なくとも1本の前記ウエスト弾性体は、前記横方向において、切断された箇所を有する低伸縮部分と、切断された箇所を有さない高伸縮部分とを有する使い捨ての着用物品であって、

前記ウエスト弾性体の前記高伸縮部分は、断面積が大きい部分であり、

前記ウエスト弾性体の前記低伸縮部分は、前記高伸縮部分の前記断面積よりも断面積が小さい部分であることを特徴とする前記着用物品。

## 【請求項 2】

縦方向及び横方向と、肌当接面及びその反対側の非肌当接面とを有し、前ウエスト域と、後ウエスト域と、前記前後ウエスト域の間に位置するクロッチ域と、前記クロッチ域から前記前後ウエスト域へ延びる吸液構造体とを含み、前記前後ウエスト域のうちの少なくとも一方のウエスト域は、前記吸液構造体の両側縁から前記一方のウエスト域の両側縁との間に位置する一対の第1サイド弾性域と、前記第1サイド弾性域において、前記横方向へ延びるウエスト弾性体とを有し、少なくとも1本の前記ウエスト弾性体は、前記横方向

において、切断された箇所を有する低伸縮部分と、切断された箇所を有さない高伸縮部分とを有する使い捨ての着用物品であって、

前記吸液構造体は、芯材と、前記芯材の前記横方向の外側に位置するサイドフラップとを有し、

前記一方のウエスト域は、前記第1サイド弾性域と前記芯材の両側縁との間であって、平面視において前記サイドフラップと重なる第2サイド弾性域を有し、

前記ウエスト弾性体における前記第2サイド弾性域に位置する部分の収縮力は、前記低伸縮部分の収縮力よりも大きく、

前記一対の第2サイド弾性域の内側には、前記ウエスト弾性体が存在しない非弾性域を配置してあり、

平面視において前記芯材と前記非弾性域とが重なることを特徴とする前記着用物品。

#### 【請求項3】

縦方向及び横方向と、肌当接面及びその反対側の非肌当接面とを有し、前ウエスト域と、後ウエスト域と、前記前後ウエスト域の間に位置するクロッチ域と、前記クロッチ域から前記前後ウエスト域へ延びる吸液構造体とを含み、前記前後ウエスト域のうちの少なくとも一方のウエスト域は、前記吸液構造体の両側縁から前記一方のウエスト域の両側縁との間に位置する一対の第1サイド弾性域と、前記第1サイド弾性域において、前記横方向へ延びるウエスト弾性体とを有し、少なくとも1本の前記ウエスト弾性体は、前記横方向において、切断された箇所を有する低伸縮部分と、切断された箇所を有さない高伸縮部分とを有する使い捨ての着用物品であって、

前記ウエスト弾性体の前記低伸縮部分は、前記縦方向における前記ウエスト弾性体の両側縁の間に前記横方向へ延びる切断箇所を有することを特徴とする前記着用物品。

#### 【請求項4】

前記前後ウエスト域は、前記縦方向において複数の前記ウエスト弾性体を有し、

前記吸液構造体よりも前記縦方向の下方側に位置する前記ウエスト弾性体は、前記低伸縮部分を有する一方、前記吸液構造体よりも前記縦方向の上方側に位置する前記ウエスト弾性体は、前記低伸縮部分を有していない請求項1～3のいずれかに記載の着用物品。

#### 【請求項5】

前記着用物品は、ウエスト開口と一対のレッグ開口とを有し、

前記前後ウエスト域は、前記縦方向において複数の前記ウエスト弾性体を有し、

前記レッグ開口側に位置する前記ウエスト弾性体の前記切断箇所の位置と、前記ウエスト弾性体に対して前記ウエスト開口側に隣接する前記ウエスト弾性体の前記切断箇所の位置とが前記横方向において相違する請求項3に記載の着用物品。

#### 【発明の詳細な説明】

##### 【技術分野】

##### 【0001】

この発明は、使い捨て着用物品に関する。

##### 【背景技術】

##### 【0002】

従来、縦方向及び横方向と、肌当接面及びその反対側の非肌当接面とを有し、前ウエスト域と、後ウエスト域と、前記前後ウエスト域の間に位置するクロッチ域と、前記クロッチ域から前記前後ウエスト域へ延びる吸液構造体とを含む使い捨ての着用物品（おむつ）は公知である。例えば、特許文献1に開示されているおむつの前後ウエスト域は、ウエスト開口縁部にそってウエスト回り方向へ延びる第1伸縮域と、第1伸縮域と隣接してウエスト回り方向へ延びる第2伸縮域と、第2伸縮域と隣接してウエスト回り方向へ延びる第3伸縮域とに区分され、これら伸縮域の伸縮力の関係が、第3伸縮域 第2伸縮域 > 第1伸縮域となっていることが開示されている。

##### 【0003】

このおむつでは、縦方向において上端に位置するウエスト開口縁側の第1伸縮力の伸縮力が小さくなっているため、ウエスト開口を広げ易くすることができる一方、レッグ開口

縁側の第3伸縮力が大きくなっているため、レッグ開口縁において着用者の身体におむつをフィットさせることができる。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】特許第4352003号公報（P4352003B）

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、おむつ着用者の中には、新生児や肌のデリケートな人間もいるため、ウエスト弾性体が当たる箇所において、肌が赤くなる等の肌トラブルを発生させるおそれがある。このため、横方向において、低収縮部分と、高収縮部分とを有するおむつが望まれていた。

【0006】

そこで、本発明の目的は、従来の技術の改良であって、肌トラブルを発生させるおそれのない着用物品の提供にある。

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記課題を達成するために、本発明は、縦方向及び横方向と、肌当接面及びその反対側の非肌当接面とを有し、前ウエスト域と、後ウエスト域と、前記前後ウエスト域の間に位置するクロッチ域と、前記クロッチ域から前記前後ウエスト域へ延びる吸液構造体とを含み、前記前後ウエスト域のうちの少なくとも一方のウエスト域は、前記吸液構造体の両側縁から前記一方のウエスト域の両側縁との間に位置する一対の第1サイド弾性域と、前記第1サイド弾性域において、前記横方向へ延びるウエスト弾性体とを有し、少なくとも1本の前記ウエスト弾性体は、前記横方向において、切断された箇所を有する低伸縮部分と、切断された箇所を有さない高伸縮部分とを有する使い捨ての着用物品に関する。

【0008】

本発明に係る使い捨て着用物品の第1発明は、前記ウエスト弾性体の前記高伸縮部分は、断面積が大きい部分であり、前記ウエスト弾性体の前記低伸縮部分は、前記高伸縮部分の前記断面積よりも断面積が小さい部分であることを特徴とする。

本発明に係る使い捨て着用物品の第2発明は、前記吸液構造体は、芯材と、前記芯材の前記横方向の外側に位置するサイドフラップとを有し、前記一方のウエスト域は、前記第1サイド弾性域と前記芯材の両側縁との間であって、平面視において前記サイドフラップと重なる第2サイド弾性域を有し、前記ウエスト弾性体における前記第2サイド弾性域に位置する部分の収縮力は、前記低伸縮部分の収縮力よりも大きく、前記一対の第2サイド弾性域の内側には、前記ウエスト弾性体が存在しない非弾性域を配置してあり、平面視において前記芯材と前記非弾性域とが重なることを特徴とする。

本発明に係る使い捨て着用物品の第3発明は、前記ウエスト弾性体の前記低伸縮部分は、前記縦方向における前記ウエスト弾性体の両側縁の間に前記横方向へ延びる切断箇所を有することを特徴とする。

【0010】

前記前後ウエスト域は、前記縦方向において複数の前記ウエスト弾性体を有し、前記吸液構造体よりも前記縦方向の下方側に位置する前記ウエスト弾性体は、前記低伸縮部分を有する一方、前記吸液構造体よりも前記縦方向の上方側に位置する前記ウエスト弾性体は、前記低伸縮部分を有していない。よって、吸液構造体よりも縦方向の下方側では、着用者の脚回りにウエスト弾性体が強く当たるのを防止しながら、着用者のウエスト回りに着用物品をフィットさせることができ一方、吸液構造体よりも縦方向の上方側では、着用物品が下方にずれ落ちることを抑えることができる。

【0014】

前記着用物品は、ウエスト開口と、一対のレッグ開口とを有し、前記前後ウエスト域は

10

20

30

40

50

、前記縦方向において複数の前記ウエスト弾性体を有し、前記レッグ開口側に位置する前記ウエスト弾性体の前記切断箇所の位置と、前記ウエスト弾性体に対して前記ウエスト開口側に隣接する前記ウエスト弾性体の前記切断箇所の位置とが前記横方向において相違する。よって、ウエスト弾性体の収縮力が局所的に大きくなるのを防止することができ、着用者の脚回りにウエスト弾性体の一部が強く当たるのを防止しながら、着用者の脚回りに着用物品をフィットさせることができる。

【発明の効果】

【0015】

本発明に係る使い捨て着用物品によれば、少なくとも1本のウエスト弾性体が、横方向において、切断された箇所を有する低伸縮部分と、切断された箇所を有さない高伸縮部分とを有する。よって、ウエスト弾性体は低伸縮部分を有するため、着用者の身体にウエスト弾性体が強く当たるのを防止しながら、高伸縮部分で着用者の身体に着用物品をフィットさせることができる。これにより、肌が赤くなる等の肌トラブルの発生を防止することができる。

10

【図面の簡単な説明】

【0016】

図面は、本開示に係る本発明の特定の実施の形態を示し、発明の不可欠な構成ばかりではなく、選択的及び好ましい実施の形態を含む。

【図1】本発明の第1実施形態に係る使い捨て着用物品（おむつ）を正面から視た斜視図。  
。

20

【図2】各弾性体をおむつの縦方向及び横方向に伸長させた状態における、おむつの一部破断展開図。

【図3】後ウエスト域の部分拡大図。

【図4】図3の一部拡大図。

【図5】第2実施形態のおむつにおける図4と同様の一部拡大図。

【図6】第3実施形態のおむつにおける図4と同様の一部拡大図。

【発明を実施するための形態】

【0017】

下記の各実施の形態は、図1～6に示す使い捨て着用物品（おむつ）に関し、発明の不可欠な構成ばかりではなく、選択的及び好ましい構成を含む。

30

【0018】

<第1実施形態>

図1及び図2を参照すると、おむつ10は、縦方向Y及びそれに交差（直交）する横方向Xを有し、肌対向面及びそれに対向する非肌対向面と、ウエスト回り方向へ延びる環状の弾性ウエストパネル11と、弾性ウエストパネル11の肌対向面側に取り付けられた吸収シャーシ（吸液構造体）12と、前ウエスト域13と、後ウエスト域14と、前後ウエスト域13、14間に位置するクロッチ域15とを含む。

【0019】

弾性ウエストパネル11は、弾性ベルト機能を有し、前ウエスト域13を形成する前ウエストパネル16と、後ウエスト域14を形成する後ウエストパネル17とを含む。前後ウエストパネル16、17は、内端縁16a、17aと、外端縁16b、17bと、両側縁16c、17cとによって画定された長方形状を有する。互いに対向する前ウエストパネル16の両側縁16cと後ウエストパネル17の両側縁17cどうしは、互いに重ね合わされ、縦方向Yへ間隔をあけて並ぶサイドシーム18において公知の手段、例えば、熱エンボス加工、ソニックなどによる各種の熱溶着手段によって連結され、ウエスト開口19と一対のレッグ開口20とが形成される。

40

【0020】

前後ウエストパネル16、17は、それぞれ、肌対向面側に位置する内面シート21と、非肌対向面側に位置する外面シート23とを含む。内外面シート21、23は、質量15～30g/m<sup>2</sup>のSMS（スパンボンド・メルトブローン・スパンボンド）繊維不織布

50

、スパンボンド繊維不織布若しくはエアスルーリー繊維不織布、または、プラスチックシート、開孔プラスチックシート及びそれらのラミネートシートなどを用いることができる。

#### 【0021】

前後ウエストパネル16, 17の内外面シート21, 23の間には、ストリング状、ストランド状、又はリボン状の複数条のウエスト弾性体27が横方向Xへ伸縮可能にそれぞれ配設されており、前後ウエストパネル16, 17は少なくとも横方向Xへ弹性化されている。ウエスト弾性体27は、ウエスト開口19に沿って横方向Xへ延びる上方ウエスト弾性体27Aと、上方ウエスト弾性体27Aと内端縁16a, 17aとの間ににおいて横方向Xへ延びる下方ウエスト弾性体27Bとを有する。上方ウエスト弾性体27Aが配置された領域には、上方伸縮域28Aが形成され、下方ウエスト弾性体27Bが配置された領域には、下方伸縮域28Bが形成される。上方ウエスト弾性体27Aは、前後ウエスト域13, 14の両側縁16c, 17cの間を横方向Xへ連続するものである。下方ウエスト弾性体27Bは、前後ウエスト域13, 14の両側縁16c, 17cと、吸液性コア43の両側縁との間を横方向Xへ連続するものである。10

#### 【0022】

下方ウエスト弾性体27Bは、前後ウエスト域13, 14の両側縁16c, 17cに位置する外端部32と、外端部32と横方向Xにおいて対向する内端部34とを有し、前後ウエスト域13, 14の中央部においてその一部が切断、収縮されて非存在下にある非弹性域36が画定されている。このように、非弹性域36が前後ウエスト域13の中央部に位置することから、前ウエストパネル16の肌対向面に位置する吸収シャーシ12に下方ウエスト弾性体27Bの収縮力が直接作用されてギャザー等が形成されないので、その収縮力が作用することによる吸収性能の低下を抑制することができる。20

#### 【0023】

非弹性域36を形成する方法としては、例えば、前後ウエスト域13, 14の横方向Xの両端部分に、下方ウエスト弾性体27Bを固定するためのホットメルト接着剤の塗布域を形成する一方、前後ウエスト域13, 14の横方向Xの中央部分にホットメルト接着剤の非塗布域を形成し、非塗布域に位置する下方ウエスト弾性体27Bを(1箇所のみ)切断すると、下方ウエスト弾性体27Bは自動的に収縮(スナップバック)する。したがって、非塗布域には、収縮力を有する下方ウエスト弾性体27Bが実質的に存在しない非弹性域36が形成される。30

#### 【0024】

ウエスト弾性体27としては、例えば、太さが470~1240d texであって、1.5~3.5倍に伸長された状態で収縮可能に取り付けられたストリング状、ストランド状、又はリボン状の弾性材料を用いることができる。ウエスト弾性体27の太さ、伸長倍率、各弾性体間の離間寸法(ピッチ)等の条件は適宜変更することが可能であるが、着用者の身体に安定的に着用されるために、上方ウエスト弾性体27Aによる上方伸縮域28Aの伸縮力(収縮力)が、下方ウエスト弾性体27Bによる下方伸縮域28Bの伸縮力よりも大きくなるように各弾性体の条件を設定することが好ましい。このようにウエスト弾性体27の伸縮力を設定すれば、ウエスト開口19側の上方ウエスト弾性体27Bの伸縮力が大きいため、おむつ10が下方へずれるのを防止できるとともに、レッグ開口20側の下方ウエスト弾性体27Bの伸縮力が大きくなりすぎるとのを防止できる。40

#### 【0025】

図4は、後ウエスト域14の部分拡大図である。なお、前ウエスト域13については説明を省略するが、後ウエスト域14と同様の構成を有している。下方ウエスト弾性体27Bの横方向Xの内側には、厚さ方向において下方ウエスト弾性体27Bを貫通する切断箇所(貫通孔)104aが形成されていない一方、横方向Xの外側には、厚さ方向において下方ウエスト弾性体27Bを貫通する切断箇所104aが形成されている。

#### 【0026】

下方ウエスト弾性体27Bにおいて、切断箇所104aが存在する部分は伸縮性を喪失する一方、下方ウエスト弾性体27Bにおける残余部分は、伸縮性を維持している。50

## 【0027】

下方ウエスト弾性体27Bに切断箇所104aを形成したとき、切断箇所104aを有する部分における下方ウエスト弾性体27Bの断面積は、切断箇所104aを形成する前の下方ウエスト弾性体27Bの断面積よりも小さくなるため、切断箇所104aを形成していない箇所と比べ、伸縮力（弾性力）が大きく低下する。

## 【0028】

1本の下方ウエスト弾性体27Bにおいて、切断箇所104aを有する部分が、伸縮力（収縮力）が小さい低伸縮部分51であり、切断箇所104aを有していない部分が、低伸縮部分51よりも伸縮力（収縮力）が大きい高伸縮部分52であり、横方向Xにおいて、低伸縮部分51と高伸縮部分52とを交互に配置してある。 10

## 【0029】

よって、このおむつ10によれば、複数本の下方ウエスト弾性体27Bは、低伸縮部分51を有するため、着用者の身体に下方ウエスト弾性体27Bが強く当たるのを防止しながら、高伸縮部分52で着用者の身体におむつ10をフィットさせることができる。また、下方ウエスト弾性体27Bの低伸縮部分51は、厚さ方向における曲げ剛性が小さい部分でもあるため、柔軟性を有するとともに、レッグ開口20を小さな力で大きく広げることができる。このため、おむつ10を着用するとき、レッグ開口20に脚を入れやすい。さらに、下方ウエスト弾性体27Bは、切断によって除去された面積が大きければ、低伸縮部分51の収縮力と、高伸縮部分52の収縮力との相違を大きくすることができる。しかも、切断箇所104a、104bが、おむつ10の着用時、開口すれば、おむつ10の内部が蒸れるのを防止することができる。 20

## 【0030】

切断箇所104aは、縦方向Yにおける下方ウエスト弾性体27Bの両側縁29の間に横方向Xへ延びるものである。よって、切断箇所104aが下方ウエスト弾性体27Bの両側縁29に位置していないため、内外面シート21、23が切断箇所104aに引っ掛かることを防止することができる。

## 【0031】

また、吸液構造体である吸収シャーシ12よりも縦方向Yの下方側に位置する下方ウエスト弾性体27Bが低伸縮部分51を有する一方、吸収シャーシ12よりも縦方向Yの上方側に位置する下方ウエスト弾性体27Bが低伸縮部分51を有していない。このため、吸収シャーシ12よりも縦方向Yの下方側では、着用者の脚回りに下方ウエスト弾性体27Bが強く当たるのを防止しながら、着用者のウエスト回りにおむつ10をフィットさせることができる一方、吸収シャーシ12よりも縦方向Yの上方側では、おむつ10が下方にずれ落ちることを抑えることができる。 30

## 【0032】

前後ウエスト域13、14には、横方向Xにおいて、切断箇所104aが形成されている部分に第1伸縮域（第1サイド弾性域）29Bが形成され、切断箇所104aが形成されていない部分には、第1伸縮域29Bよりも伸縮力が大きい第2伸縮域（第2サイド弾性域）29Cが形成される。

## 【0033】

以上のように前後ウエスト域13、14を形成することによって、各伸縮域の伸縮力（収縮力）の大きさは、上方伸縮域28A > 第2伸縮域29C > 第1伸縮域29Bとなる。 40

## 【0034】

第1伸縮域29Bは、横方向Xにおいて、吸収シャーシ12の両側縁12Cから前後ウエスト域13、14の両側縁16c、17cとの間に配置してある。第2伸縮域29Cは、第1伸縮域29Bと芯材である吸液性コア43の両側縁43Cとの間であって、平面視において、後述するサイドフラップ48と重なるように配置してある。よって、一対の第2伸縮域29Cを着用者の身体に押し当て、身体と前後ウエスト域13、14との間に隙間が発生することを抑え、排泄物が漏れるのを防止することができる。

## 【0035】

10

20

30

40

50

また、内面シート21には、下方ウエスト弾性体27Bの切断箇所104aと平面視において重なる位置に、内面シート21を貫通する切断箇所104bが形成されるため通気性を向上することができる。一方、外面シート23は切断箇所を有していないため、排泄物が漏れるのを防止することができる。

#### 【0036】

図2を参照すると、吸収シャーシ12は、前後ウエストパネル16, 17に取り付けられた前後端部12A, 12Bと、少なくともクロッチ域15において縦方向Yへ延びる吸液性コア43と、吸液性コア43の肌対向面側に位置する親水性の纖維不織布から形成されたトップシート44と、吸液性コア43の非肌対向面側に位置する疎水性又は難透液性の纖維不織布から形成されたバックシート45と、吸液性コア43とバックシート45との間に配置された、少なくとも吸液性コア43のバックシート45と対向する面全体を被覆する大きさを有する防漏シート46とを含む。トップシート44とバックシート45には、SMS纖維不織布やスパンボンド不織布等の各種公知の纖維不織布を用いることができる。

#### 【0037】

吸液性コア43は、所要量の超吸収性ポリマー粒子とフラッフパルプとを混合したものであって、おむつ10を構成するシート部材に比して剛性の高い半剛性を有する。また、吸液性コア43は、縦方向Yにおける中央部が幅狭状を有するパネル形態をなすものであって、その全体がティッシュ等の液拡散性シート47で包被されている。トップシート44とバックシート45は、吸液性コア43の周縁部から外側へ延出しており、該延出部どうしが互いに重ね合わされてホットメルト接着剤(図示せず)を介して接合されることによって、吸液性コア43の両側縁43Cから横方向Xの外側に延出するサイドフラップ48と、吸液性コアの両端縁から縦方向Yの外側に延出するエンドフラップ49とが形成される。

#### 【0038】

##### [第2実施形態]

図5は、本発明の第2実施形態のおむつ10を示す、図4と同様の拡大図である。このおむつ10では、レッグ開口20側に位置する下方ウエスト弾性体27Bの切断箇所104aの位置と、その下方ウエスト弾性体27Bに対してウエスト開口19側に隣接する下方ウエスト弾性体27Bの切断箇所104aの位置とが横方向Xにおいて相違する。よって、下方ウエスト弾性体27Bの収縮力が局所的に大きくなるのを防止することができ、着用者の脚回りに下方ウエスト弾性体27Bの一部が強く当たるのを防止しながら、着用者の脚回りにおむつ10をフィットさせることができる。

#### 【0039】

##### [第3実施形態]

図6は、本発明の第3実施形態のおむつ10を示す、図4と同様の拡大図である。このおむつ10では、平面視において、下方ウエスト弾性体27Bの切断箇所104aと重なる位置の内面シート21に、内面シート21を貫通する切断箇所104bが形成されるとともに、平面視において、下方ウエスト弾性体27Bと重ならない内面シート21に、切断箇所104cが形成されている。よって、内面シート21を貫通する切断箇所104b, 104cの面積を広くすることができるため、通気性を向上することができる。

#### 【0040】

また、切断箇所104a, 104b, 104cは、横方向X及び縦方向Yに対して傾斜するように配置してある。このため、下方ウエスト弾性体27Bが収縮すると、切断箇所104a, 104b, 104cが厚さ方向において開口し、おむつ10の内部が蒸れるのを防止することができる。なお、図示省略するが、切断箇所104aは、下方ウエスト弾性体27Bの両側縁29の間において、傾斜する態様で横方向Xへ延びるように形成してもよい。

#### 【0041】

なお、第3実施形態のおむつ10では、前後ウエスト域13, 14が、内外面シート21, 23と、ウエスト弾性体27とを含むもので説明した。しかし、この発明は、それに限られず、外面シート23の非肌対向面側に、切断箇所を有していない防水性の第3シートを設けてもよい。このおむつ10によれば、前後ウエスト域13, 14は、切断箇所104a, 104b, 104cを有しているため、通気性を有する一方、非肌対向面側に防水性の第3シートを有しているため、排泄物が漏れるのを防止することができる。

#### 【0042】

なお、第1～第3実施形態のおむつ10では、横方向Xにおいて、吸液構造体である吸収シャーシ12の両側縁12Cから前後ウエスト域13, 14の両側縁16c, 17cとの間に、一対の第1伸縮域(第1サイド弹性域)29Bを配置するとともに、横方向Xにおいて、第1伸縮域29Bと芯材である吸液性コア43との間に第2伸縮域(第2サイド弹性域)29Cを配置するもので説明した。しかし、この発明はそれに限られず、横方向Xにおいて、吸液性コア43と前後ウエスト域13, 14の両側縁16c, 17cとの間に、第1伸縮域29Bを配置してもよい。

#### 【0043】

また、第1～第3実施形態のおむつ10では、前後ウエスト域13, 14の双方が第1伸縮域29Bと、第2伸縮域29Cとを有するもので説明したが、本発明に係るおむつ10は、いずれか一方のウエスト域にのみが、第1伸縮域29Bと、第2伸縮域29Cとを有してもよい。

#### 【0044】

さらに、第1～第3実施形態のおむつ10では、前後ウエスト域13, 14の非肌対向面に、吸収シャーシ12の前後端部12A, 12Bを取り付けるものを説明した。しかし、この発明は、それに限られず、前後ウエスト域13, 14の肌対向面に、吸収シャーシ12の前後端部12A, 12Bを取り付けてよい。このおむつ10では、前後ウエスト域13, 14の肌対向面に、吸収シャーシ12の前後端部12A, 12Bを取り付けてあるため、サイドラップ48の非肌対向面に第2伸縮域29Cを配置してあるため、第2伸縮域29Cの伸縮力が着用者の身体に加わる力を抑えることができる。

#### 【0045】

本発明のおむつ10を構成する各構成材料には、特に記述がなされている場合を除き、この種の分野において通常用いられている、各種の公知の材料を制限なく用いることができる。また、おむつ10の基本構造として、本明細書においては、前後ウエスト域13, 14が別体の前後ウエストパネル16, 17から形成されるものを例示したが、前後ウエスト域13, 14及びクロッチ域15とが連続するパネルによって形成された構成であってもよいし、前後ウエスト域13, 14の両側縁16c, 17cが予め連結されたパンツ型ではなく、それらをテープファスナで連結するオープン型のおむつであってもよい。また、本明細書において使用されている「第1」～「第3」等の用語は、同様の要素、位置等を単に区別するために用いてある。

#### 【符号の説明】

#### 【0046】

- |     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 10  | 使い捨て着用物品(使い捨ておむつ) | 40 |
| 12  | 吸収シャーシ(吸液構造体)     |    |
| 12C | 吸収シャーシの両側縁        |    |
| 13  | 前ウエスト域            |    |
| 14  | 後ウエスト域            |    |
| 15  | クロッチ域             |    |
| 16c | 前ウエスト域の両側縁        |    |
| 17c | 後ウエスト域の両側縁        |    |
| 19  | ウエスト開口            |    |
| 20  | レッグ開口             |    |
| 27  | ウエスト弾性体           |    |

10

20

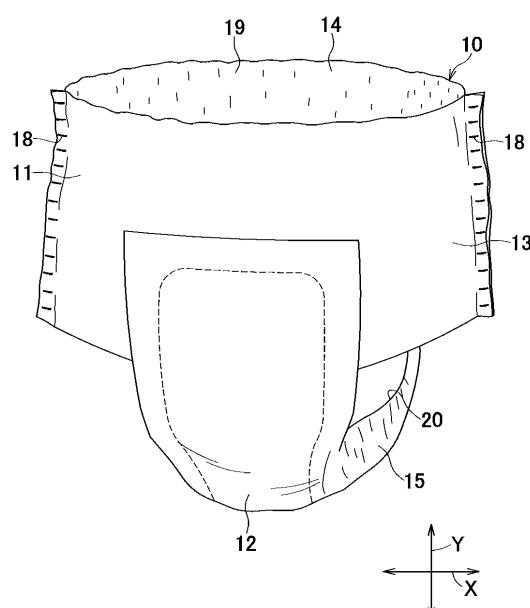
30

40

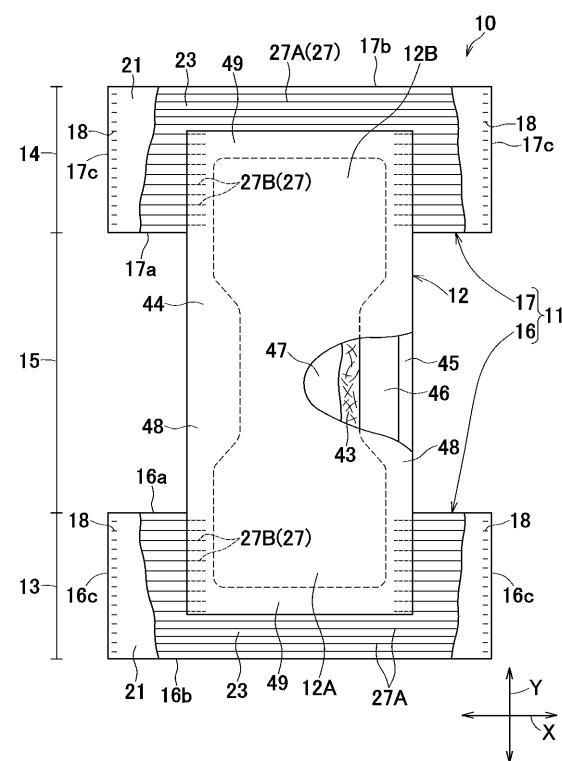
50

2 7 A	上方ウエスト弾性体	
2 7 B	下方ウエスト弾性体	
2 9 B	第1サイド弾性域	
2 9 C	第2サイド弾性域	
2 9	両側縁	
3 6	非弾性域	
4 3	吸液性コア(芯材)	
4 3	吸液性コアの両側縁	
4 8	サイドフラップ	
5 1	低伸縮部分	10
5 2	高伸縮部分	
X	横方向	
Y	縦方向	

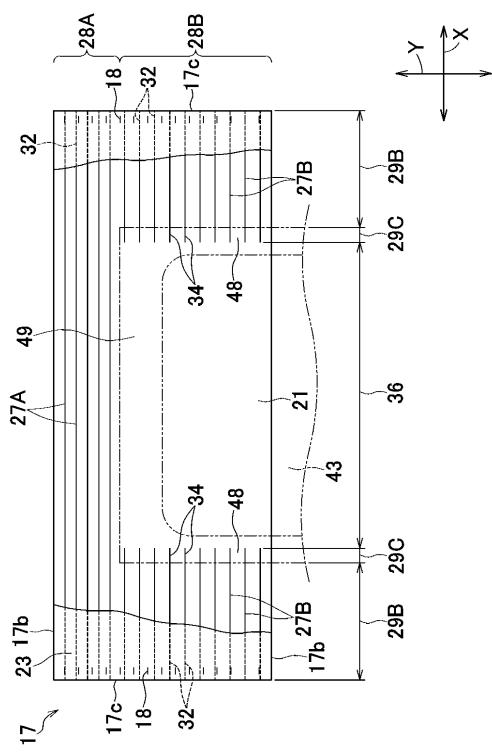
【図1】



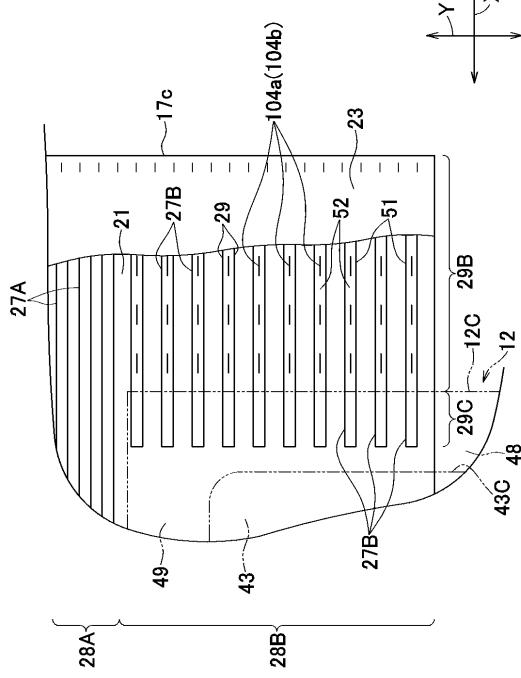
【図2】



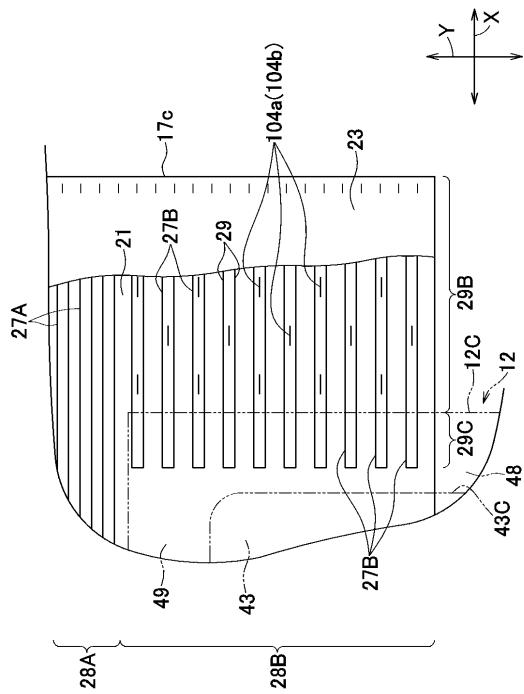
【図3】



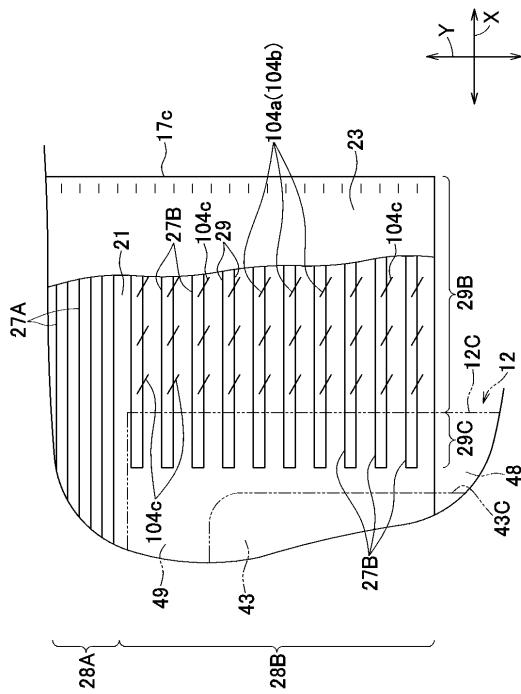
【図4】



【図5】



【図6】



---

フロントページの続き

(72)発明者 潧野 俊介

香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内

(72)発明者 植田 麻穂

香川県観音寺市豊浜町和田浜1531-7 ユニ・チャーム株式会社テクニカルセンター内

審査官 塩治 雅也

(56)参考文献 特開2009-291330(JP,A)

特開2009-247418(JP,A)

特開2015-109900(JP,A)

米国特許出願公開第2011/0118689(US,A1)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61F 13/15 - 13/84

A61L 15/16 - 15/64